

◆はじめに

本市は、秋田県の南東部に位置し、南の玄関口として山形県、宮城県と隣接しており、面積は790.9㎢、秋田県の面積の約6.8%を占めています。東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川、役内川沿いに豊かな水田地帯を形成し、県境付近の西栗駒一帯は、栗駒国定公園に指定されており、雄大な自然林を有しているほか豊富な温泉群にも恵まれています。

気候は、内陸性気候で年間の気温差が大きく、1月平均0.9℃と8月平均25.3℃で約25℃の差があり、1年を通して風速1.4mから3.4m前後の西北西の風が吹いています。また、降水量は、年間1,200mm程度で、冬期には積雪が多く、最大積雪量は市街地で1m、山間地域では2mに達し、積雪期間は年間100日以上にも及ぶ豪雪地帯となっています。

本市の森林は、基幹産業でもある稲作や畑作や地域の名産品であるサクランボや三関せりを中心とした農業、稲庭うどん・清酒・漆器・仏壇等の製造業に必要な水や木材を供給する貴重な資源であるほか、水源のかん養、山地災害の防止、豊かな生活のための快適環境や保健文化等の多面的な機能を有して、市民に多くの恵みを与え、暮らしを支えています。

この湯沢市森林整備計画は、本市の土台である森林を豊かな姿で次世代へと引き継ぎ、将来にわたって市民の安全・安心な暮らしと産業を支えていくための目指すべき森林ビジョンを示すものです。



I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の森林面積は、総面積（79,091ha）の81%にあたる63,976haで森林に恵まれた地域です。このうち平成31年3月31日現在、国有林が31,439ha（49.1%）、民有林が32,537ha（50.9%）となっており、民有林の内訳は人工林が15,072ha（46.3%）、天然林が17,362ha（53.4%）となっています。

本市の人工林資源は間伐期から本格的な利用期を迎えています。地域別にスギ人工林の齢級構成を見ると、湯沢地域では11齢級の面積が最も多く、10齢級以上の面積割合は全体の70%となっています。稲川地域では8齢級のスギ人工林面積が最も多いが、10齢級以上の面積割合は、地域全体の66%を占めています。雄勝地域では10齢級以上の面積割合が地域全体の77%であり、伐期を迎える林分が非常に多くなっています。皆瀬地域では、8齢級から11齢級までの各齢級でほぼ同程度の面積となっており、10齢級以上の面積割合が地域全体の56%を占めています。

<人工林の齢級面積・割合> H31.3.31現在 (単位 面積：ha)

区分	市全域	湯沢地域	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域
1～4齢級 (1～20年生)	282 (2%)	59 (1%)	26 (2%)	170 (2%)	27 (1%)
5～9齢級 (21～45年生)	4,140 (27%)	1,312 (29%)	473 (32%)	1,658 (21%)	979 (43%)
10齢級以上(46年生～)	10,652 (71%)	3,000 (70%)	915 (66%)	5,510 (77%)	1,227 (56%)

このように、スギ人工林の齢級構成は、秋田県内でも高い地域であり10齢級以上のスギ人工林面積割合が71%と、その多くが木材の収穫期を迎えている反面、「小規模森林・境界不明瞭」「所有者不在村の増加」「経営者の高齢化」「長引く木材産業の低迷による担い手不足や森林管理意欲の低下」等の理由により適期施業が行えず森林の荒廃や放棄が危惧されています。また、伐採後の「再造林意識の低下」等から若齢級の割合が極めて低くなっています。

このため、本市では森林所有者の山離れによる放置森林を減らすとともに、森林の多面的機能の発揮に必要な森林の整備及び保全に対する機運の醸成を推進しながら、持続可能な森林を作ることが大きな課題となっています。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

各機能の望ましい森林資源の姿は次のとおりとします。

機能の区分	森林の整備及び保全の目標（目指すべき姿）
水源かん養機能	下層植生とともに、樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する湖畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林



(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本市には、ブナ、ナラに代表される天然林やスギの人工林が豊かに広がり、清らかな水の源となり人々の生活を支えています。また、豊かな森林は、木材等の林産物を供給するとともに、水源かん養や山地災害防止等の公益的機能の発揮を通じて市民生活に密接に関わっています。このほか、生物多様性の保全、景観の維持、環境教育や憩いの場、二酸化炭素の吸収源等としての期待も高まっています。

本市で開催している森林教室には子ども達をはじめ多くの市民が参加しており、環境保全に森林が果たす役割についての関心と認識が高くなっています。

本市は雄物川上流域に位置することから、水源かん養機能の維持増進を図り、水源林の保全に努める必要があることから、主伐の標準伐期齢+10年を伐期とした森林整備を基本とします。

また、直面する森林整備の課題に対応するため以下の施策に取り組み、本市にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り育て未来に引き継ぐことを目指します。

- スギの成長が見込めない人工林は、広葉樹との混交林化や広葉樹林化、または、複層林化により森林の有する多面的機能を高度に発揮させ、森林資源の維持増進を推進します。
- 木材価格の低迷による採算性の低下、林業従事者の減少、森林所有者の経営意欲の減退による施業放棄に対応し、山村振興を含めた森林の総合利用、適切な森林整備を進めるため、担い手の確保と低コスト生産を図るための林内路網密度の充実及び計画的な路網整備を推進します。
- 健全な森林資源の維持増進を図り、優れた自然景観の保全のため、森林病害虫被害の拡散防止に努め、公益的機能の発揮を促進します。
- 自然や生物と身近にふれあえる場として多くの人々に活用され、森林が人々に与える安らぎや学びを再認識する場としての期待に応えるため森林公園の維持、整備を図ります。

なお、森林の区分ごとの基本方針は次のとおりとします。

① 水源かん養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。



② 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や市民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。

③ 快適環境形成機能

日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

④ 保健・レクリエーション機能



観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。



⑤ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

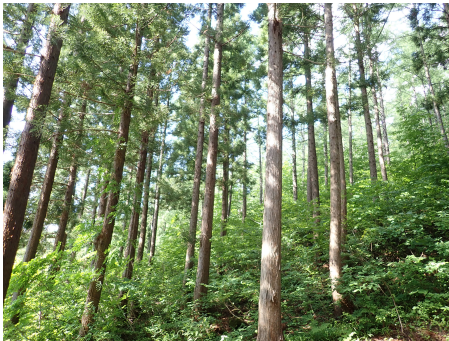
⑥ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。

⑦ 木材等生産機能



林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とすることとします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模分散型施業から森林施業の集約化を促進するため、意欲のある森林所有者・林業経営者への林業経営の委託や長期の施業委託を進めるとともに、関係者が一体となった資源管理及び効率的な森林整備を進めていきます。また、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため関係者と合意形成を図りながら進めていきます。

森林施業の合理化については、①長期施業受委託及び森林経営計画作成の推進、②林業従事者の育成及び確保、③高性能林業機械導入による作業効率化の促進、④林産物の利用促進、⑤森林経営管理制度の活用について取り組んでいくこととします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種ごとの平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

地域	樹種						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
本市全域	50年	40年	40年	35年	50年	60年	25年

注) 標準伐期齢は、地域に標準的な立木の伐採（主伐）の時期の指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法等その他必要な事項について定めるものとします。

また、主伐にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。

皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐にあたっては、気象、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け、適確な更新を図ることとします。

択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とします。

伐採に当たっては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な伐採率や繰り返し期間で行うこととします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるにあたっては、以下のア～オに留意することとします。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとします。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木等について、保残等に努めることとします。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の

成木の樹高程度の幅を確保することとします。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。

3 その他必要な事項

特にありません。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林について行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、自然条件や既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定することとし、特定苗木などの成長に優れた苗木や小花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の利活用に努めることとします。

なお、次の樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等に相談し、適切な樹種を選択することとします。

区分	主体とする樹種名
針葉樹	スギ
広葉樹	ケヤキ、キハダ、ブナ、キリ、ヤマザクラ、イヌエンジュ等の有用広葉樹

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の植栽本数等は、生産材の目標、伐期等を勘案して次を標準とします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	疎密度仕立て (収量比数 0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て (収量比数 0.6)	~2,500
	中庸密度仕立て (収量比数 0.7)	~3,000

注) 1 マツ類を植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限ります。

2 スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとします。また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法については、次に示す方法を標準として行うこととします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋状に集積するか、又は沢敷地等の植栽地外に集積することとします。
植付けの方法	必要に応じて植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行います。
植栽の時期	春（4月～6月中旬）又は秋（10月～11月の降雪前まで）に行うことを原則とします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、3（植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在）に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている人工造林を伴うものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとします。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を越えない期間に更新を図るものとします。

なお、森林が公益的機能を持つ性質上、伐採跡地の適確な更新が図られるよう森林所有者や伐採者等に啓発を図るとともに、秋田県水源森林地域に指定された森林及び隣接する森林においては、人工造林による更新が図られるよう努めます。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

自然条件や既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を天然更新の対象樹種とします。

区分	樹種名
天然更新が可能な樹種	針葉樹、ブナ、ナラ類、クルミ類、クリ、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、センノキ、カバノキ類
上記のうち、 ぼう芽更新が可能な樹種	ブナ、ナラ類、クリ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

注) 将来、高木となりうる樹種とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案し、「Ⅱの第2の2(1)」に定める対象樹種の期待成立本数は次のとおりとし、天然更新を行う際にはその本数の10分の3を乗じた本数(ただし、草丈以上のものに限る)とします。

＜天然更新の対象樹種の期待成立本数＞

樹種	期待成立本数
2(1)に定める樹種	10,000本/haを基準とします。

注) 期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとします。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法については、次のとおりとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととします。

＜天然更新補助作業の標準的な方法＞

区分	標準的な方法
地表処理	笹の繁状や粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図ることとします。
刈出し	笹などの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の成長の促進を図ることとします。
植込み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、必要な本数を植栽することとします。
芽かき	ぼう芽更新については、ぼう芽更新の優劣が明らかとなる3年目頃に根又は地際から発生している優良芽を1株当たり3～5本を目安としてぼう芽整理を行うこととします。

注) 1 ブナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとします。

2 アカマツは伐採前又は伐採後に地表処理による天然更新補助作業を行うこととします。

イ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準(秋田県地域森林計画編成業務要領)」に基づき、伐採後林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

「秋田県人工林伐採跡地天然更新完了基準(秋田県地域森林計画編成業務要領)」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨とし、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の的確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
 - b 有用天然木[※]の稚樹の育成が期待できない森林
 - c 面積の大きな針葉樹人工林にあって、林床木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- ※有用天然木とは、「Ⅱの第2の2（1）」に定める樹種

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当ありません。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合 「Ⅱの第2の1（1）」による。
- イ 天然更新の場合 「Ⅱの第2の2（1）」による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で「Ⅱの第2の2（2）ア」に定める期待成立本数とします。

5 その他必要な事項

該当ありません。



第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林木の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における間伐の方法等を勘案し、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について次のとおりとします。

なお、9 齢級以下の間伐及び保育が十分に実施されていない状況にある森林は、計画的かつ積極的に間伐を実施することとし、10 齢級以上の森林は、その林分の生産目標、間伐が公益的機能の発揮に与える影響等を十分に考慮し、適正な森林整備を推進することとします。

<主伐までの目標>

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

<スギ人工林の間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法>

生産目標 (植栽本数)	仕立て方法	伐期 (年)	間伐の時期(年)							方法
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
良質材生産 (3,000本)	中庸密度 仕立	50	15	25	30	35	40			①標準伐期齢未満：10年 ②標準伐期齢以上：15年 ・1回当たりの間伐率は概ね30% (材積で35%以内)とします。 ・間伐木の選定は、林分構造の適 正化を図るよう形質不良木などに 偏ることなく行うこととします。 ・立地条件の劣る森林における初 回間伐等であつて、効率的な作業 実施の上から必要がある場合につ いては、列状間伐の実施も考慮す ることとします。 ※1部採伐
		80	15	25	30	35	45	55	70	
一般材生産 (3,000本)	中庸密度 仕立	50	20※	25	30	40				
		80	20※	25	30	40	60			
一般材生産 (2,500本)	中庸～疎密度 仕立	50	25※	30	40					
		80	25※	30	45	65				
一般材生産 (2,100本)	疎密度仕立	50	25※	40						
		80	25※	40	55	65				
大径材生産 (3,000本)	中庸密度 仕立	100 以上	20※	25	30	40	60	75	95	



(間伐前)

陽の光が差し込まないため林内がうす暗い



(間伐後)

陽の光が差し込んで林内が明るい

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、当該森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、作業の省力化・効率化にも留意しつつ、植生の繁茂状況等に応じた適切な作業方法により行うこととします。

ア 保育の種類は、下刈、除伐及び枝打ちを標準とし、次のとおりとします。

イ 保育の標準的な方法については、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法等について次のとおりとします。

① 下刈

植栽木が下草より抜け出るまで行い、実施時期は6～7月頃を目安とします。

② 除伐

造林木の成長を阻害し、又は、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去します。侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保残を考慮します。実施期間は8～10月頃を目安とします。

③ 枝打ち

病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るため、必要に応じて行います。実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とします。

※つる切り、雪起し等は必要に応じ適期に行うこととします。

<スギ人工林の保育の目安>

	施業種	林 齢																				備 考				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		22	26	30	
良 質 材 生 産	下 刈	○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△															
	除 伐										○						○									
	枝 打 ち															○		○					○	○	○	枝下高8.0m
	つる切り										○					○										
	雪 起 し		△	△	△	△	△	△																		
一 般 材 生 産	下 刈	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△															
	除 伐											○						△								
	枝 打 ち																○					○			枝下高4.0m	
	つる切り											○														
	雪 起 し																	○							雪害木は除伐時に対応	

◎:年2回実施 ○:年1回実施 △:必要により実施

3 その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育を行う際は、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めることとします。

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用など効率的な施業を図ることとします。

なお、「標準的な方法」による間伐又は保育では、目的が十分に達成する見込みがない森林については、次の点に留意することとします。

ア 間伐

間伐が遅れ本数密度が高い林分においては、弱度間伐（材積間伐率5～8%）を5年サイクルで繰り返し行い、風害防止などに努めることとします。

イ 下刈

雑草木の繁茂が著しく林木の成長に支障がある場合は、植栽木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで行うこととします。

ウ つる切

つる類の繁茂の著しい箇所については、植栽木の成長に支障がないよう必要に応じ2～3年に1回行うこととします。

4 その他必要な事項

該当ありません。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、及び当該区域内の森林施業の方法については、保安林など法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、次のとおりとします。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(以下：水源かん養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林（比較的地盤が安定している森林）、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池・湧水池・溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など、水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域として設定することとし、区域については別表1に定めます。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、区域及び方法については別表1に定めます。

区域	伐期の延長を推進すべき森林における樹種別の伐期齢の下限						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
別表1	60年	50年	50年	45年	60年	70年	35年

注) 伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：山地災害防止等機能維持増進森林）、快適な環境の形成の機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：快適環境形成維持増進森林）、保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下：保健文化等機能維持増進森林）

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化等機能の維持増進を図るため、次の①～③の森林などを区域として設定することとし、区域については別表1に定めます。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めます。

① 山地災害防止等機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能評価区分が高い森林などを区域として設定します。

② 快適環境形成維持増進森林

防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林などを区域として設定します。

③ 保健文化等機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑化保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林などを区域として設定します。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとします。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進することとし、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独特の景観等が求められる森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとし、それぞれの森林の区域については別表1に定めます。

① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹局部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯で表土

が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林

- ② 都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ場等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林

区域	長伐期施業を推進すべき森林における樹種別の伐期齢の下限						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
別表1	100年	80年	80年	70年	100年	120年	50年

注) 伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下:木材等生産機能維持増進森林)の区域及び当該区域における施業の方法

ア 区域の設定

林木の生育が良好な森林で、地形・地利等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとします。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心とした林分構成で、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとし、別表1に定めます。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定します。

イ 施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、森林の健全性を確保しながら生産目標に応じた主伐の時期及び方法で実施し、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を図りながら、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

3 その他必要な事項

該当ありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林の所有形態が小規模であること、所有者の高齢化が進んでいること、林業採算性の低下などから森林所有者の林業への関心が低下していること、森林所有者の不在村による放置などから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施及び適正な管理が困難となってきました。

そのため、意欲のある森林所有者や林業経営者へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけや情報提供などの啓発活動を行うこととします。

また、森林経営の受託を担う林業経営者を育成又は支援するとともに、施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の委託等に必要な情報を提供することとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

ア 森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託することとします。

イ 委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載することとします。

4 森林経営管理制度に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者への森林経営等の委託を進めるとともに、委託に結びつかない森林については、市が経営管理の委託を受け、森林環境譲与税を活用した市森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

また、森林経営管理制度を活用し林業経営者への森林経営等が委託された森林、又は委託が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ります。

(2) 森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

5 その他必要な事項

特にありません。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

所有規模の小さい森林所有者が多いこと、高齢化や後継者不足等から自ら森林施業を実施できる林家が減少してきていることから、森林施業を計画的・効率的に行うため、市、林業経営者、森林所有者等により森林施業の推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図ることとします。

特に、林業労働力の中心的な担い手である林業経営者への経営委託の推進を通じ、資本の整備、作業班の拡充・強化等の事業体制の整備を図ることとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の林業経営者への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとします。

また、消極的な森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけるなど、林業経営への参画意欲の拡大や参画促進を図り、不在村森林所有者に対しては林業経営者への森林経営委託を働きかけることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には次に留意することとします。

ア 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は林業経営者への経営委託等により実施することとします。

イ 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとします。

ウ 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとします。

エ 共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項

特にありません。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路網は、林業機械の導入による労働強度の軽減をはじめ、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設です。

特に所有規模の小さい森林が多く、一体的な施業の実施が期待される地域にあつては、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路網の整備は重要であり、既設の林道、林業専用道、森林作業道との調整を図りながら、その効果が十分発揮されるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、効率的な路網の整備に努めるものとします。

また、林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。



1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林施業等の効率的な実施のため、傾斜区分ごとの作業システム、目指すべき路網密度の水準は次のとおりとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

<効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準>

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	110m/ha以上	【伐木・造材】 ハーベスタ 【搬出】 フォワーダ
中傾斜地 (15～30°)	車両系	85m/ha以上	【伐木・造材】 ハーベスタ 【搬出】 フォワーダ
	架線系	25m/ha以上	【集材】 【造材】 【搬出】 スイングヤード プロセッサ フォワーダ
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60<50>m/ha以上	【造材】 【搬出】 プロセッサ フォワーダ
	架線系	25<15>m/ha以上	【集材】 【造材】 【搬出】 スイングヤード プロセッサ フォワーダ
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha以上	【集材】 【造材】 タワーヤード プロセッサ

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は、次のとおりとします。

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路 線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
雄勝地区	109	大清水線	2,500	1	開設
雄勝地区	30	立浪宝山線	1,500	2	開設
雄勝地区	199	平清水線	4,000	3	開設
雄勝地区	150	三ツ村線	3,500	4	開設

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

国庫補助事業などを活用した林道（林業専用道）整備の推進と合わせて、間伐・保育を早急に進めるため、今後、間伐・保育作業を実施する必要がある森林が集中する地区、長伐期施業及び複層林施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林のうち、施業実施協定に基づく作業路網の開設を積極的に推進するものとします。

(1) 基幹路網に関する事項

基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道取扱指針に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

別表2のとおり

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

開設した林道等の基幹路網については、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、民有林林道台帳について(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、台帳を作成するとともに適切に維持管理します。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

効率的な森林施業を推進するため、基幹路網と連携するとともに丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日22林整整第656号林野庁長官通知)を基本とし、県が定める森林作業道作設指針に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が持続的に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

上記のほか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等、その他森林の整備のために必要な施設の整備に関することについては、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当ありません				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者及び林業後継者の育成のため、労働環境の整備改善に努めることとし、林業実践者との交流や、林業技術や知識の取得向上を目的とした講習会の開催を推進するとともに、雇用安定化・長期化を図るため、社会保険等への加入促進等、労働条件の改善や安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保についても指導を推進することとします。

また、林業従事者の育成・確保のため、「秋田県林業大学校」を活用した高度な技術と知識を持った林業就業者の育成とキャリア形成支援に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産コストの低減、林業生産性の向上、作業の省力化・軽労化等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進することとします。

高性能林業機械の導入については、林業経営者との連携を図りつつ、各種補助事業・融資制度の活用により促進するとともに、国、県が行うオペレーター養成の研修会についても積極的な参加の呼びかけを推進することとします。

なお、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標は次のとおりとします。

＜高性能機械を主体とする林業機械の導入目標＞

区分		現状 (参考)	将来
伐倒・造材		チェーンソー、プロセッサ、ハーベスタ	ハーベスタ
搬出		フォワーダ	グラップル付フォワーダ
造林 保育	地植え	人力、刈払い機、チェーンソー	地植え作業機
	植付け	人力	植付け作業機
	下刈	刈払い機	下刈り作業機
	除伐	刈払い機、チェーンソー	除伐作業機
	枝打	人力	枝打ち作業機

基本車両

※ 基本車両とは、傾斜地に対応した樹間走行が可能で、各種作業用作業機を装着できる車両をいいます。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通については、素材の規格など流通関係者のニーズに応じていくとともに、加工コストの低減を図るため、出荷施設の整備や複数工場の連携等を推進し、木材の安定的な供給に努めることとします。

また、加工の省力化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入により、製材工場などの設備の近代化を促進し、木質バイオマスの利活用も推進することとします。

木材の供給にあたっては、国有林・民有林を通じて川上から川下まで一が体となり、関係者の一層の合意形成を進め、効率的な生産から加工・供給体制の整備を推進することとします。

また、木材・木製品の付加価値化を図るとともに、流通・加工コストの低減や供給ロット拡大を通じ、需要者ニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制整備を図ることとします。

一方、木材の利用促進については、市としても公共建築物や公共土木事業等における地域材の積極利用を推進するとともに、木育教室等の木と直接触れ合える場を提供するなど、市民の木材利用への機運を高め、木材利用の普及拡大を図ります。

特用林産物については、地域の資源を活かした地場産業として多様な展開を図り、農林家経営の安定、山村地域の振興を図ります。地域で収穫・生産される林産物の加工や「こけし」等創作製品などの付加価値のある特産品の生産を高め、地域の活性化を進めていく一方、今後とも協業化などによる増産を推進し、JA等への系統出荷と産直販売による販路拡大を図ることとします。

<林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画>

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材	高松八乙女	1,750m ³	1				(資)高松製材所
製材	皆瀬二ツ石	5,041m ³	2				北日本索道(株)
チップ工場	駒形町大倉	30,421m ³	3				北日本索道(株)
しいたけ生産施設	上院内貝沢	36,224kg	4				雄勝椎茸栽培組合

4 その他必要な事項

新規労働者の確保・定着を図るため、(財)秋田県林業労働対策基金等の林業関係団体と連携し、UJIターナーをはじめ就業希望者を対象とした研修会の開催を推進することとします。

(原木なめこ)



(山ぶどう)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の設定 該当ありません。
- (2) 鳥獣害の防止の方法 該当ありません。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止については、森林施業を行う林業経営者や森林所有者等からの情報収集による森林被害の把握に努め、必要に応じて森林所有者等への指導・助言を行うこととします。

また、近年多発しているクマ及びイノシシ出没の対策として、緩衝帯の整備に努めることとします。

<緩衝帯等整備事業>



(実施前)
下草が生い茂って林内が見通せない状態



(実施後)
林内の見通しが良くなり
安心・安全

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害の駆除及び予防については、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努め、適切な除間伐による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病虫害の予防や駆除に努めることとします。

ア 松くい虫による被害

破碎・くん蒸などの駆除、樹幹注入による予防により被害の拡大防止を図り、特に重要な松林については、計画的に抵抗性の有するマツ等へ転換も併せて行うこととします。



(マツ枯れ被害の森林)

イ ナラ枯れ被害

山形県からの北上により平成20年から本市でも被害が確認されたところであるが、現在は皆瀬の一部地域を除き広範囲で被害が確認されています。状況の監視や連絡体制の強化、破碎・くん蒸・樹幹注入により、被害の拡大防止を図るとともに、資源としての利活用を促進し、ナラ枯れに強い若い森林に更新するよう普及啓発を行います。



(ナラ枯れ被害の森林)

(2) その他

被害状況の監視等については、地方行政機関（国、県、周辺市町村）、林業経営者、森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとします。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策等との連携を図り、野生生物との共存に配慮した森林整備及び保全を図ることとします。

なお、ニホンジカやイノシシについては、各地で目撃が報告されていることから、関係機関からの情報収集に努めることとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地方行政機関（国、県、周辺市町村）との連携による山火事パトロールによる啓発活動を行うこととします。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和26年法律第249号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化することとします。

火入れを実施する場合の目的については、病虫害駆除や造林のための地拵え、開墾準備、焼畑等に限り行えるものとし、不要な火入れを行うことがないよう指導することとします。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延焼のおそれがない方法により実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

<松くい虫被害>

森林の区域	備考
2・3林班、11林班、13～17林班、21～23林班、27林班	湯沢地域

<ナラ枯れ被害、活用すべきナラ林>

森林の区域	備考
市民の森、東鳥海山神社、3林班34-3小班、6林班4-1・6小班、13林班9・14～16・17-1・20小班、35林班5小班、53林班21-8小班・56林班45・91小班、59林班27-1・28・31小班、69林班1・70林班1～5・28小班、73林班29・30小班、76林班40・67小班、106林班46小班、115林班2～4・18小班、131林班110小班、134林班70小班、135林班47小班	湯沢地域

今昔館(稲庭城)、2林班46・73・78小班、3林班67小班、5林班27・60・65～67小班、13林班283・284小班	稲川地域
18林班78小班、19林班45・46小班、21林班3小班、28林班33・37・57・63・64小班、51林班82小班、55林班27～29小班、103林班96小班	雄勝地域
貝沼公園、24林班1小班、25林班14～16小班、28林班31・33・78・89小班、37林班42小班、42林班61・66小班、44林班95・98小班、45林班38・46・54・62小班、80林班74小班、82林班20・31・32小班、83林班72小班、88林班32・38・40・41小班	皆瀬地域

(2) 病害虫の被害を受けないよう被害防止対策を促進すべき林分

<対策対象松林>

森林の区域	備考
11林班4小班、14林班26小班、17林班66・74・78・82小班、22林班6・19小班、23林班56・59～61・68・82・85・86小班	湯沢地域
貝沼公園	皆瀬地域

<対策対象ナラ林(守るべきナラ林)>

森林の区域	備考
中央公園、観光クリ園	湯沢地域
とことん山	皆瀬地域

(3) その他

森林所有者による森林の保護のための巡視に努めるよう啓発活動を促進することとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林とされている森林等であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが認められているものを定めるものとし、区域の設定にあたっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる林業経営者の存在を勘案し、次のとおりとします。

森林の所在		森林の樹種別面積 (ha)						備考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
湯沢地域	2/55、56、62、63 14/43～51-1 15/11～62 22/14～16、19～34 23/44～87 91/73～80、152～154、 158～180	155.41	84.22	71.03	0.06	0.10		保健保安林 117.58 2種国定公園 22.30

稲川地域	18/7~19 31/100、109	4.82	4.82				
雄勝地域	30/164、402、403、407、 408、426、427、 430~432、435、436、 439~441、443、451、 453 57/1、92、94~103 58/6~21	49.42	11.66	37.76			土流保安林 25.95 3種国定公園 10.04
皆瀬地域	56/55、58~64、71~73 、76、77、79、80 61/47~52、54~55-1 65/12~19 70/17~40、43~68、 141~156-1	123.61	57.07	66.54			保健保安林 69.81 2種国定公園 21.78 3種国定公園 38.18

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施するうえでの留意事項について定めるものとします。

地区名	施業の区分	施業の方法
本市全域	造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を行うこととします。
	保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈り、除伐などの保育や枝打ち及び間伐を適切に行い、林内照度の確保を図ることとします。 また、景観の向上に資するよう修景施業を行うこととします。
	伐採	保健機能の発揮に配慮し、択伐を原則とします。 また、残存木の損傷を少なくし、伐採時期は成長休止期とします。
	その他	法令などにより制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の森林状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高））、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について定めるものとします。

(1) 森林保健施設の整備

地区名	施設の整備
本市全域	① 整備することが望ましいと考えられる主な森林 保健施設利用者の意向により、休憩施設や遊歩道及びこれらに類する施設
	② 保健施設の整備及び維持運営にあつての留意事項 保健機能森林の区域内においては、その保全を第一とし、整備済の保健施設について定期的に安全点検を行う等、適切な維持管理に努めます。また、保健機能森林に対する市民ニーズ等を整備に反映させるなど、保健機能の増進にも努めます。

(2) 立木の期待平均樹高

地区名	スギ	カラマツ	アカマツ	その他針葉樹	ブナ	広葉樹
本市全域	20	12	12	12	12	12

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理運営にあつては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進が図られるよう巡視を行うとともに、施設の保守点検を行い利用者の安全確保に努めることとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあつては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
- エ IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

路網の整備状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域については別表3のとおりとします。

2 生活環境の整備に関する事項

新規労働者の確保・定着を図るため、(財)秋田県林業労働対策基金等の林業関係団体と連携し、UJIターナー者をはじめ就業希望者を対象とした研修会の開催等を推進するものとします。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効利用について、秋田県と連携して助言・指導を行うこととします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特にありません。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

これまで小中学生等が参加して開催してきた植樹祭、森の教室等の造林活動経験(秋田県水と緑の森づくり税事業)を生かし、今後も自然とのふれあいや森林の大切さの普及、森林への関心の高揚を図っていくものとします。

また、緑の募金運動を通じて各地域の緑化推進を行い、森林整備等に係る取り組みを助長していきます。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

雄物川や皆瀬川の源流としての存在を積極的にPRしながら、森林の持つ重要な役割を理解してもらう活動を展開し、ボランティア団体や地方行政のほか市域を超えた参加の呼びかけを推進します。

(3) 法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

林業経営者と連携して施業実施協定締結の呼びかけを行い、参加を促進することとします。

(4) その他

特にありません。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画
経営管理権集積計画による。

7 その他必要な事項

(1) 秋田県水と緑の森づくり条例に関する事項

森林の整備については、基本的に「水源かん養機能」「山地災害防止機能/土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健文化等機能」「木材等生産機能」の森林の区分により、「I-2森林整備の基本

方針」や「Ⅱ 第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」に基づき実施することとしますが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分に関わらず、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施することとします。

ア 健全な生態系の回復・維持

- a スギ人工林においては、生育段階において自然に侵入する有用広葉樹について、スギの生育への影響を勘案しながら極力保残・育成することとします。
- b 特に標高の高い所など気象条件、土壌条件などが劣悪な箇所に植栽されたスギ人工林については、積極的に針広混交林等に誘導し、原則としてスギによる更新を行わないこととします。

イ 生物多様性の確保

- a 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全することとします。
- b 広葉樹林への誘導にあたっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保残するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保することとします。
- c 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積の皆伐を極力回避することとします。
- d 「Ⅱの第2の1 人工造林に関する事項」「Ⅱの第2の2 天然更新に関する事項」の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図ることとします。

ウ 彩りの豊かなふれあいの森づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図ることとします。

(2) 秋田県水源森林地域の保全に関する条例に関する事項

秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成 26 年条例第 61 号）に基づく水源森林地域に指定される森林について、林班単位で区域に設定することとし、別表 4 のとおりとします。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定めることとします。具体的には、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和 52 年 1 月 18 日付 51 林野計第 532 号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一般的な森林整備を踏まえて定めることとします。